13.会社債権者の保護、責任の免除等

13-1.会社債権者の保護

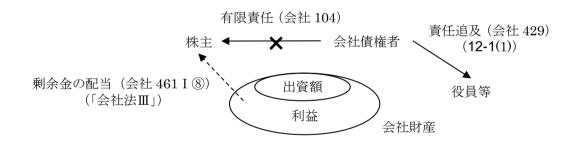
(1)株主と会社債権者

株主の利益の最大化の原則 (1-3(4)):事業のリスク

⇔会社債権者(貸付債権者、取引先、従業員、不法行為債権者 etc.):事業のリスク?

(2)有限責任と会社債権者の保護

株主の有限責任 (会社 104。1-2(2)(d)) →債権者保護の必要性



(3)法人格否認の法理

(a)意義

会社の法人性(会社3)(1-2(2)(a))

⇔判例:個別の事案に限って法人性を否定することも(法人格否認の法理)

最判昭 44·2·27 民集 23-2-511

「およそ社団法人において法人とその構成員たる社員とが法律上別個の人格であることはいうまでもなく、このことは社員が一人である場合でも同様である。しかし、およそ法人格の付与は社会的に存在する団体についてその価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行なわれるものなのである。従って、法人格が全くの形骸にすぎない場合、またはそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否認すべきことが要請される場合を生じるのである。」

(b)形骸化事例と濫用事例

事例 13-a 法人格の形骸化 [テキスト Case5-3 を一部変更]

Y会社は、株式会社とは名ばかりで、実質的には代表取締役 Aの個人企業である。Y会社は、Xから店舗用建物を賃借していたが、その後 Xから建物の明渡しを請求された。Aは、Xとの間で、明渡しを認める和解を成立させた。Xは契約の相手方が Y会社なのか Aなのかを明確に認識しておらず、和解の交渉の過程で Aと Y会社の側もその名義を明確に区別していなかった。その後、Xが和解契約にもとづく建物の明渡しを求めたのに対して、Y会社は、和解の当事者は Y会社ではなく A 個人であって、Y会社が使用する部分について明渡義務はないと主張した。

→(a)の最判昭 44・2・27

形骸化の判断=株主総会等の不開催、業務・財産の混同 etc.

事例 13-b 法人格の濫用 [テキスト Case5-4 を一部変更]

A 会社は、X から賃借していた事務所について、賃料不払によって賃貸借契約を解除され、延滞賃料支払と事務所明渡しを請求された。A 会社の代表取締役である B は、X からの債務履行請求手続を誤まらせ時間と費用とを浪費させるために、新たに Y 会社を設立した。Y 会社は、A 会社の資産や従業員をそのまま用いて、A 会社とまったく同じ事業を開始した。

→最判昭 48・10・26 民集 27-9-1240

濫用の判断=株主が法人格を道具として支配+違法または不当な目的

債権者を保護する機能を有するその他のルール [テキスト5章5節(1)(b)]

- [1] 詐害的会社分割・事業譲渡の場合の直接請求権(会社23の2・759IV・764IV)
- [2]事業譲受会社の責任(会社221)
- [3] 詐害行為取消権(民424)
- [4]否認権(破160、民再127以下、会更86以下)
 - ([1][2]は「会社法Ⅲ」「商法総則・商行為法 I」、[3]は民法、[4]は破産法等)

(4)債権者保護の実際

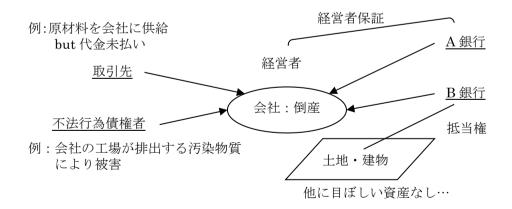
(a)経営者保証

事例 13-c 経営者保証

アカリさんとスミレさんは、2 人でお金を出資して A 株式会社を設立し、ケーキ屋をはじめた。2 人が出資した金額だけでは十分ではなかったため、A 会社は X 銀行から 400 万円を借り入れた。借入れの際には、A 会社の社長になったアカリさんが、会社の債務について連帯保証をした。このケーキ屋は繁盛せず、A 会社には資産が 80 万円分しか残っていない。

経営者保証の問題点→撤廃の動き

(b)様々な債権者「テキスト Column5-16]



13-2.任務懈怠責任の免除

(1)免除(会社424)

総株主の同意――代表訴訟は株主1人でも提起可能

(2)一部免除 [テキスト4章6節4 5(2)]

責任の全部免除((1)) は実際に可能?

→ 思い切った経営判断の妨げ、社外取締役のなり手

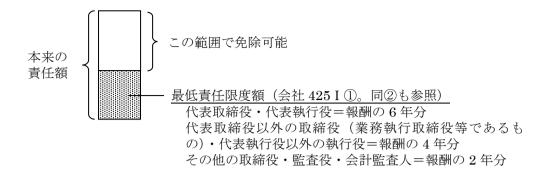
(a)3 種類の手続

	会社 425	会社 426	会社 427
一部免除の対象者	すべての役員等	すべての役員等	取締役(業務執行取締役
			等を除く)、会計参与、
			監査役、会計監査人
責任発生前の手続	_	定款規定	定款規定
			責任限定契約
責任発生後の手続	株主総会の	取締役会決議(取締役会設	
	特別決議	置会社)or 取締役の過半数	
		の同意(それ以外)	

(b)共通のルール

- 一部免除の対象にできる責任(会社 425 I 柱・426 I・427 I)
- =職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき

最低責任限度額(会社 425 I)



任務懈怠責任以外の責任の免除 [テキスト4章7節4 5 ・5章2節(3)(4)]

任務懈怠責任(会社 423 I)以外の責任の免除は個別に規定される。たとえば:

- ・利益の供与をすることに関与した取締役の責任の免除(会社 120 V)
- ・分配可能額規制違反の責任の免除(会社 462Ⅲ)
- ・欠損が生じた場合の責任の免除(会社465Ⅱ)

13-3.補償契約と役員等賠償責任保険契約

(1)補償契約(会社430の21)

役員等に生じた一定の費用等を会社が補償する(会社が支払う)ことを約束する契約

補償の対象にできる費用:

- ①防御費用=職務の執行に関して、法令違反を疑われたり、責任を追及される場合に、それに対処するための費用等
- ②損害賠償金・和解金=職務の執行に関して、第三者に損害賠償責任を負う場合

	云に仏1レクゴが19				
	会社に対す	第三者に対する責任	刑事事件		
	る責任		・課徴金事件		
損害賠償金	補償できず	補償可能(会社 430 の 2 I ②)	補償できず		
• 和解金		ただし:			
		・役員等がその職務を行うにつき悪意・重過失			
		があったことにより責任を負う場合×(同条			
		II ③)			
		・会社が第三者に賠償をすれば役員等が会社に			
		任務懈怠責任を負う場合×(同条 II ②)			
		[例:取締役が第三者に対して不法行為責任			
		を負い、それによって会社も責任(会社350、			
		民 715)を負う場合]			
防御費用	補償可能(会社 430 の 2 I ①)				
	ただし:				
	・通常要する費用の額を超える部分は× (同条Ⅱ①) ・補償後に、役員等が自己・第三者の不正な利益を図り、または会社に損害・				
	与える目的で職務を執行したことを会社が知ったときは返還請求可(同条Ⅲ)				

→損害賠償金・和解金の補償が可能な範囲は限られる

(2)役員等賠償責任保険契約(会社法 430 の 3 I)

D&O 保険=役員等が訴えを提起されたり責任を負ったときのための保険

会社に対する損害賠償金のカバー → モラルハザードの問題